

## 具体的検討事項

令和6年7月17日

### 1. 現行基準への追加事項について

(1) 追加項目については、どのように考えるべきか。

【参考】規約案を標準管理規約（単棟型）の条文と比較し、相違点及び課題と思われる事項として抽出された項目

- ① 管理者の指定（標準管理規約第35条）
- ② 管理者の任期（標準管理規約第36条）
- ③ 管理者の欠格条項（標準管理規約第36条の2）
- ④ 管理者の誠実義務等の条項の有無（標準管理規約第37条）
- ⑤ 管理者による利益相反取引の防止（標準管理規約第37条の2）
- ⑥ 監事又は監査役の選任規定（標準管理規約第35条）
- ⑦ 監事等の選出方法（標準管理規約第35条）
- ⑧ 監事等の任期（標準管理規約第36条）
- ⑨ 必要があるときの監事の意見陳述義務（標準管理規約第41条）
- ⑩ 総会決議事項（標準管理規約第48条）
- ⑪ 組合員の総会招集権（標準管理規約第44条第1項）
- ⑫ 総会以外の管理組合の意思決定方法

(2) 追加基準の内容は、「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」を参考に、具体化するというだけでよいか。

### 2. 新基準の適用関係

(1) 改正基準の施行日程

- ・いつ頃までに施行すべきか
- ・入居者保護と業界周知のバランスをどう確保するか
- ・公表即施行か or 一定の周知期間(どのくらいか)を置くか

(2) 改正基準の適用日より前に申請された案件の取り扱い

- ・旧認定基準により予備認定の可否を判断するというだけでよいか